

## 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

**(1) 実施体制**

国内外において鳥インフルエンザが人に感染し発症が認められた場合には、情報の集約・共有を行い、必要に応じ、庁内関係課や関係機関の会議を開催し、国の各種通知に基づき対策を協議し、実施する。

**(2) サーベイランス・情報収集****(2)-1 情報収集**

府は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。(危機管理監、健康福祉部、農林水産部)

**(2)-2 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス**

鳥インフルエンザの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。(健康福祉部)

**(3) 情報提供・共有**

① 府は、府内で家きん等に高病原性鳥インフルエンザが発生した場合や鳥インフルエンザの人への感染が確認された場合、発生した市町村と連携し、発生状況及び対策について、積極的な情報提供を行う。(危機管理監、健康福祉部、農林水産部)

② 府は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人に感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、必要に応じて市町村に対し、海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、情報提供を行い、また、府民に積極的な情報提供を行う。(危機管理監、健康福祉部、農林水産部)

**(4) 予防・まん延防止****(4)-1 在外留学生への情報提供**

府は、京都市と連携し、府内の各学校等に対して、鳥インフルエンザの発生国に留学している在籍者に感染対策について周知徹底するよう、要請する。(文化環境部、教育委員会)

**(4)-2 人への鳥インフルエンザの感染対策****(4)-2-1 水際対策**

府は、検疫所から、検疫法(昭和第26年法律第201号)に基づく知事への健康監視の通知等があった場合には、これに協力する。(健康福祉部)

#### (4)-2-2 府内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応

- ① 府は、厚生労働省等に対し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請する。(健康福祉部)
- ② 府は、疫学調査や接触者への対応(抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等)、死亡例が出た場合の対応(感染防止の徹底等)等を実施する。(健康福祉部、農林水産部)

#### (4)-2-3 家きん等への防疫対策

鳥インフルエンザの人への感染を防止する観点から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家禽での発生を予防するため、次の対策を実施する。

- ① 府は、府内の農場段階での衛生管理等を徹底する。(農林水産部)
- ② 府内で鳥インフルエンザが発生した場合、府は、国との連携を密にし、家畜伝染病予防法、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針とともに府高病原性鳥インフルエンザ等対策本部等設置要綱に基づき、総合的な対策を関係部局の緊密な連携のもとに講じる。(危機管理監、農林水産部、健康福祉部、建設交通部、広域振興局等)

### (5) 医療

#### (5)-1 府内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ① 府及び京都市は、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、原則として第1種感染症指定医療機関で適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う。

鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9)の患者(疑似症患者を含む。)と診断されれば、感染症法に基づき、入院等の措置を講じる。(健康福祉部)

- ② 府は、必要に応じ、患者の検体について保健環境研究所でH5亜型及びN7亜型の検査を行い、検出された場合は、さらに国立感染症研究所に送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施するよう要請する。(健康福祉部)

#### (5)-2 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人に感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

府は、以下の対策を行う。

- ① 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、国に情報提供するよう医療機関等に周知する。
- ② 発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関等に周知する。

鳥インフルエンザ